

少年法「改正」法案可決に関する意見

2014 年 3 月 28 日

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）

①少年審判に国選付添人が選任される対象事件の範囲を長期 3 年を超える罪にまで拡大、②非行事実の認定に必要な場合は、検察官が立ち会うことができる対象事件も同様の範囲に拡大、③有期刑の引き上げと無期刑で処断すべき場合の代替有期刑の上限の引き上げを内容とする少年法「改正」法案が上程されていたが、本日衆議院法務委員会で可決された。

わたしたちは、少年審判の刑事裁判化をすすめ少年法の理念を崩壊させる検察官関与の拡大と、少年刑の厳罰化を進める法案—すなわち、子どもの権利条約に真っ向から反する法案に強く反対してきた。

本法案の問題点は、本年 2 月 7 日付の少年法「改正」法案上程に関する意見に述べたとおりである。

少年法は過去 3 回に渡り「改正」されてきたが、これに対して、国連子どもの権利委員会（C R C）から 2 度にわたる所見で懸念が示され改善が勧告された。条約は誠実に遵守する義務がある（憲法 98 条 2 項）。しかし、今回の法案審議でもこの所見が検討されていない。参考人が子どもの権利条約と C R C の懸念・勧告について述べたことに対し、「生存の権利すら確保されていないような国、国民の権利がまだ未発達で、未整備で、生成途中の国にもたくさんあるが、わが国はまったく違う」「日本は先進諸国の中でも非行の発生率はものすごく低い状況にあって、国際機関から勧告を受けなければならないほど子どもの権利が侵害をされているような状況には決してない」「国際機関から説教じみた勧告を受けている」などと子どもの権利条約を歪曲させ、C R C の所見を捻じ曲げ、これらを強引に無視する議員がただけである。

そして審議内容は、きわめて政治的なものであった。

少年法はその 1 条で「少年の健全育成を期す」ことを目的としている。すなわち、少年法は非行をおかした子どもが健全な発達を遂げられるよう手助けするためのもので、少年のための法律である。この「健全育成を期す」とは憲法 13 条・26 条に基盤をもつ憲法上の権利で、成長発達をする権利というべきものである。子どもの権利条約の解釈指針として C R C が作成した一般的意見 10 号「少年司法における子どもの権利」は、まさに“子どもの権利”を柱にしたものである（特に以下のパラグラフ 96）。

96. 罪を犯した子どもはメディアで否定的な取り上げ方をされることが多く、これがこうした子どもたちに対する、かつしばしば子どもたち一般に対する、差別のおよび否定的なステレオタイプの形成を助長している。罪を犯した子どもを否定的に取り上げ、または犯罪者扱いすることは、しばしば少年非行の原因に関する誤った提示のしかたおよび（または）誤解にもとづいており、かつ、より厳しいアプローチ（たとえばゼロトレランス〔絶対的不寛容〕、3 ストライク・アウト〔3 度以上有罪と認定されれば例外なく収監刑〕、義務的量刑、

成人裁判所における裁判および他の主として懲罰的性質の措置）を求める声に帰結するのが常である。少年非行の根本的原因およびこの社会問題に対する権利基盤アプローチに関して理解を深めるための積極的環境を創り出すことを目的として、締約国は、刑法に違反したと申し立てられている子どもに条約の精神および義務にしたがって対応する必要性および義務についての意識を高めるための教育的その他のキャンペーンを実施し、促進しかつ（または）支援するべきである。これとの関連で、締約国は、議会議員、NGOおよびメディアの積極的かつ前向きな関与を求めるとともに、刑法に抵触したことのあるまたは現に抵触している子どもに対する権利基盤アプローチについての理解の向上に関する、彼らの努力を支援することが求められる。子ども、とくに少年司法制度に関わった経験を有する子どもがこれらの意識啓発の努力に関与することは、不可欠である。

2000 年「改正」以降、少年法が非行をおかした少年のための法律、成長発達を保障するための法律という視点はほとんどなくなっている。CRC が強調する権利基盤型アプローチとは真逆の「世間の声」なるものを「利用した」政治的情勢で事が論じられた。

刑法犯少年の検挙人員減少、凶悪犯全体の検挙人員減少、さらに弁護士付添人が選任されたが検察官が関与していない事件において事件関係者等から審理のバランスを欠いているという具体的批判はないことが警察庁・最高裁から述べられた。さらに、刑罰の上限を引き上げたところで再犯率が減るとも犯罪抑止になるとも言えないと法務大臣は述べている。つまり立法事実も「改正」による効果の見通しもなんらないことを国は認めているのである。

「改正」の理由は以下だという。

- ・2011 年の大阪地裁堺支部の裁判員裁判における「10 年の懲役刑でも十分ではない」との言及から、選択肢を増やすため。
- ・無期刑と不定期刑との間が開き過ぎている（10 年以上の刑を科したい場合、無期刑に相当しない事案において、無期刑にして緩和しなければならないのでは罪刑の不均衡が生じる）。
- ・有期刑の上限を 15 年に増やすなら、無期緩和刑も上げなければ均衡でない。
- ・主犯格が少年で、成人が従属的であった場合において、刑が不均衡である。
- ・検察官関与を拡大せずに国選付添人制度のみ拡大し、非行事実が争われた場合、事実認定に検察官が関与しないことになり、国民の納得が得られない。

上記はいずれも、政治的・技術的観点のみであり、少年法がなぜ存在するのかということを無視したものである。

さらに、法務大臣は「検察官が関与して、少年審判事件としてまづかったと思うような例があったとは聞いておりません」と答弁したが、例えば「大阪地裁所長襲撃冤罪事件」では、家裁が非行事実なしとしたものを、審判に関与した検察官が抗告受理申し、冤罪が晴れるまで 4 年半かかった（当会の 2014 年 2 月 7 日「少年法『改正』法案上程に関する意見」参照）等の問題が生じている実態を看過するものである。

そもそも、検察官が関与した事件だけの問題ではない。2000 年「改正」以降、少年法の理念を制度的に支える検察官排除の構造を変えたことによって、少年審判全般で「非行事実」が最重要視され、子どもの成長発達・要保護性という視点が大幅に後退している。検察官関与の拡大によって少年審判がより刑事裁判化することが問題なのである。

このような少年法の根幹にかかわる「改正」法案であるにもかかわらず、わずか 1 日、

およそ子どもの権利とは真逆の視点の審議であった。

このような審議のうえで可決したことにわたしたちは抗議する。

衆議院本会議及び参議院の審議においては上記の「子どもの権利」という基本的視点を軸に議論することを求める。

【当会の 2014 年 2 月 7 日「少年法『改正』法案上程に関する意見」】

はじめに 子どもの権利条約に違反する

2000 年「改正」から少年法はこれまで 3 度の「改正」がなされた。これらについて国連子どもの権利委員会（C R C）は 2 度にわたって懸念を示し、条約に適合するような法制度にするよう勧告した。

今回の「改正」案も、C R C の見解を無視し、子どもの権利条約等少年司法に関する国際文書に反するものである。

国会は条約を誠実に遵守すべき義務を負う。今回の国会では、C R C の日本政府の勧告及び C R C の「一般的意見 10 号・少年司法における子どもの権利」（2007 年）等少年司法に関する国際文書に照らして議論されなければならない。

1 少年法の理念

少年法は、非行に陥った子どもを非難し罰によって懲らしめるのではなく、非行を子どもの育ちの問題として捉え、子どもの成長発達をはかることを通して非行という問題を解決することを目指している。この子どもの成長発達権の根拠は日本国憲法 13 条・26 条による。

そのために、少年審判は、教育学、臨床心理学、児童精神医学、ソーシャルワークに関する知見などの科学的、合理的な知見に基づき、子どもを理解し、非行の原因を考え、少年の非行性を解消するために必要な処遇を決定する場とされている。そのような場であるからこそ、少年審判では、刑事裁判とは異なり、少年と裁判官の対話を通して適切な処分が決定される審問構造となっている。

かつて日本政府は、C R C に対する第 1 回報告書（1996 年 5 月 30 日）で、「家庭裁判所は、非行事実の有無について判断する司法的機能を有するとともに、再非行防止の観点から、人間関係諸科学の専門職である調査官の補助を得ながら、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について医学、心理学、教育学、社会学等の専門知識を活用して調査を行い、非行の原因、再非行予防のための諸要素に関する要保護性の判断を適切に行う福祉的機能を有している。そして、この二つの機能を生かすためには、検察官が弾劾し、その刑事責任を追及するという刑事手続のような対立構造は好ましくなく、関係者の協力を得て、裁判官が直接少年に語りかけ、教育的な働きかけを行うことのできる非形式的な審問構造の方がふさわしいことから、少年審判手続では、家庭裁判所が自ら事件を調査し、審問を行い、少年にとって最も適切、妥当な措置をとり又は処遇を決定する職権主義的審問構造を採用している。」と少年法の理念を正しくとらえ C R C へ報告していた。

2 検察官関与

(1) 検察官関与が少年審判にもたらす危険

後述するように 2000 年「改正」で一部検察官関与が導入されたが、もともと現行少年法には検察官関与制度はなかった。のみならず、（現在もそうだが）全件送致主義をとっている。検察官は単なる送致機関にすぎず、少年審判への関与は一切許されない存在であった。検察官は刑事責任を追及する機関でありその方針も刑事政策的観点からなされるため、その役割・性質上、少年審判から排除されたのである。全件送致主義と審判への検察官排除は少年法の理念維持の中核であり、検察官が関与することは少年法の理念、少年審判の理念を崩壊させる。

(2) 多くの反対を押し切って 2000 年「改正」

それにもかかわらず、2000 年の少年法「改正」で一定の重大事件への検察官関与が導入された（なお、2000 年「改正」に至る当初の案は、今回の法案と同様「長期 3 年を超える罪に関与」であったが、審議の中で重大事件に限定されたという経緯も銘記されるべきである）。

しかも、少年審判は刑事裁判と異なり、予断排除の原則も、伝聞証拠法則の適用もなく、証拠制限の手続はない。捜査段階の証拠は全て家裁送致時に裁判所に送られ、裁判官は、審判が始まる前に全ての証拠に接している。子どもたちが、長期間にわたり、逮捕、勾留された状態で、自白の強要を受けて作成された供述証拠、違法な捜査によって収集された証拠、捜査機関が恣意的に作成した捜査報告書なども、刑事裁判の場合と異なり、証拠から事前に排除することはできない。裁判官も、少年自身の弁解を聴取しないままに証拠に目を通し、一定の心証を形成したうえで、審判に臨む。少年が事実関係を争うとすれば、成人の刑事裁判の場合に比べて、はるかに不利な状況に置かれることになっている。

この前提にあるなか、捜査の担い手である検察官が、捜査段階を引き継いで有罪立証を遂行することは、少年が違法・不当な捜査に対して真実を主張しようとすることに対して、心理的な圧迫を加えることにほかならない。少年の置かれている立場はきわめて不利で、ひいてはそのこと自体、少年の成長発達を阻害するものである。

現実に検察官関与のなされた事件をみると、少年の言い分が通っているケースは少なく、この危惧が現実化しているといつてよい。いわゆる大阪地方裁判所所長襲撃冤罪事件では、非行事実なしとした家裁の不処分決定に対し、審判に関与した検察官が不服として抗告受理の申立をしたため、最高裁での審理を経て冤罪が晴れるまで、実に 4 年半の歳月を要した。検察官の審判関与、抗告受理申立のあり方が、未成熟な子どもの特性への理解を欠き、無罪推定の原則を逸脱し、自白を偏重した不適切なものであった典型例である。

(3) 付添人制度と検察官関与は対になるものではない

検察官関与の拡大は、「国選付添人対象事件が拡大するから」というバランス論が根拠である。しかし、そもそも付添人制度と検察官関与は対のものではなく、関連性すらない。

先述したが 2000 年「改正」まで少年審判に検察官は関与できなかった。だが、付添人制度は現行法制定当時から付添人選任権を認めている。1 で述べたように少年審判は刑事裁判とその性質が明確に異なる。「付添人制度があるから検察官関与は当然」ということは法理論的にもないのである。

子どもたちは、元来成人に比して、自らの気持ちや主張を整理し表明する力が不足している。家庭や学校、職場との関係調整を行うこともできない。このような子どもたちが、心を開き、自らの行為をふりかえり、真実を見つめ、反省し、立ち直るきっかけを得るためには、付添人による援助を受ける必要性がある。付添人制度はこのような子どもの成長発達を図る趣旨で子どもの権利として存在し少年法の理念と結びつく制度である。他方、検察官関与は少年法の理念と真っ向から対立する制度であることは前述したとおりである。

1994年に批准した国連子どもの権利条約も弁護士等の法的援助を受けることを子どもの権利として認めている。少年の付添人選任の権利行使が保護者等の貧富の差等により格差が生じることがあってはならないのは当然のことである。付添人の法的援助を平等に保障することは、国の本来的な責任というべきあるが、「これが拡大するから検察官関与も同じ範囲にする」などということとはあり得ない。

（４） 拡大の立法事実はない

今回の検察官関与対象事件の拡大には何の立法事実も存在しない。「国選付添人制度が拡大するからそのバランス上検察官関与対象事件を同じ範囲に拡大する」というものである。しかしこれは少年法の理念を無視した「政治論」でしかない。

現在、日弁連が少年保護事件付添援助事業をしており、観護措置をとられた少年の70%以上に弁護士付添人が選任されている。この現在の状況下において、最高裁判所も、国会における答弁で、「事件関係者から、審理のバランスを欠いているといった批判がない」ことを認めているのである。

（５） 子どもの視点から言っても

日弁連は「国選付添人拡大があるなら、そのセットとして検察官関与もやむなし」としているようであるが、少年法の理念の崩壊をもたらす検察官関与の拡大をよしとするばかりか、あまりに子どもの視点を欠いた政治取引と言ふべきものである。現在先述した日弁連の少年保護事件付添援助事業で多くの子どもがこの支援を受けている。国選付添人拡大と言っても数値的にいえば日弁連がしている少年保護事件付添援助事業が国選に代わる（全部ではない）だけである。つまり資源が異なるだけで、国選拡大といっても子ども側からみればまったく関係のないことである。逆に、子どもに大きな悪影響を及ぼす検察官関与拡大を容認することになるのである。

（６） 審判の変容が現実化してきている

さらに深刻なのは審判の性格変容は、単に検察官関与の事案のみに表出するだけでなく、全体に及ぼすということである。

事実認定にかかるだけだから検察官関与は少年法の理念に影響を及ぼさないという見解もあるが、2000年「改正」以降、少年審判全般にあつて「非行事実」が最重要視され、子どもの成長発達という視点は大幅に後退している。

検察官関与の害より国選付添人拡大の方が重要と考える意見は、少年審判の場が刑事裁判化してしまうという悪影響をあまりに無視した意見というべきである。国選付添人が拡大し、そ

れとセットで検察官関与を拡大させるという思想には、刑事裁判化を推し進める意図が含まれていることを見逃してはならない。単に検察官関与事件だけの問題ではない。

(7) 結論

2000 年「改正」によってもたらされた少年法の理念に反する検察官関与自体をなくすことが重要であり、ましてや、この対象事件を飛躍的に拡大する今回の法案は言語道断である。

3 少年刑の厳罰化

少年刑の重罰化は、「施設収容は最終手段であること、その場合でも最も短い期間」とする子どもの権利条約の明文に反する。

おとなにとっての 1 年と子どもにとっての 1 年では、全く意味が異なる。16 歳の子どもが、20 年服役することとなれば、社会で暮らした時間より、刑務所で暮らした時間の方が長くなってしまう。心身の成長が最も著しい時期に長期間社会から隔絶された子どもが、社会に戻ってきたときの社会適応の困難は誰もが容易に想像できることではないだろうか。そうした子どもが社会に居場所を失い、ひとりの社会人として、自立することが困難な状況になれば、再び犯罪者となるしかなくなる恐れが大きい。

犯罪被害者の権利回復は、重罰化によってではなく、被害者に対する独自の制度構築により行われるべきである。

以上

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）

連絡先：東京都新宿区四谷 4-25-10 ダイアパレス御苑前 608

石井法律事務所内

電話：03-3353-0841 F A X：03-3353-0849